

2級建築士試験 突破シリーズ

建築法規

田中 寛

合格ラインを確実に超える

「必修項目＋実戦問題付」

短期間に最大の効果をねらった最新受験シリーズ

井上書院

●著者略歴

田中 實 (たなかみのる)

1930年 神奈川県に生れる

1953年 日本大学理工学部建築学科卒業

1962年 横浜国立大学工学部建築学科研究生修了

現 在 神奈川県立小田原城北工業高等学校教諭

2級建築士試験突破シリーズ 建築法規

定価 1500円

書籍コード 3052-01103-0353

著 者 ◎田 中 實

第1版発行 1979年3月30日

発行者 井 上 ハ ツ エ

製 版 東和写真製版株式会社

印 刷 壮光舎印刷株式会社

製 本 ダイヤ製本株式会社

発行所／(有)井上書院 東京都千代田区麹町4-5 電話261-6227・6202 振替東京1-100535

*本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製(方法のいかんにかかわらず)すると、著作権・出版権の侵害となる場合がありますからご注意ください。

2級建築士試験 突破シリーズ

建築法規

田中 實

井上書院

受験者の皆さんへ ——本シリーズの特長——

2級建築士の受験参考書は、これまでも数多く出版されているが、その過半は解説・資料ともに豊富(?)で、ときに難解、受験書の枠をはるかに超えたものもまた少なくない。本づくりの姿勢としてはこれでよいのだろうが……。

しかし、一方で、夜遅くまで仕事に追われ、落ちついて机に向えない人達、苦学・独学を余儀なくされておられる受験者には、「建て前」ではなく「本音」の書いてある、**そのものズバリの受験書**があればどんなにか心強いにちがいない。そういった理由から、**試験突破の戦術**をとことん練ったのが本シリーズである。

ところで、**わずかな時間で最大の成果**をあげる、そんなうまいやり方が本当にあるのだろうか、といった疑問が出るだろう。しかし、事を試験に絞って、過去の出題例をフルイにかけてみれば、答はおのずと見えてくる。したがって、各科に収めた問題が**即出題**される可能性は(地域により多少の変動はあるものの)きわめて高く、このことは裏をかえせばすべてが**必修事項**だといえる。

紙面の構成は、細目を原則として2頁だてで完結するようにし、**【問題】**を中心に**【重要事項】****【基本事項】****【関連事項】**あるいは**解説**、**ヒント**といった見出しを設けて簡潔にまとめることにした。また、そうすることで問題集にありがちな答だけを暗記すればよい、といった欠点をなくすることができるはずである。

受験者の方々には、このシリーズを十分に活用され、初志をつらぬき、かつそれをテコにして仕事に取り組まれんことを切に願うものである。

振り返って、原稿の中身に不安も残る。半年に満たぬ執筆時間のせいにするつもりは毛頭ないが、力不足の点は今後版を重ねる毎に手を加えていきたい。

おわりに、何かと手をかして下さった井上書院の方々に心からお礼を申し上げます。また、日大教授・山口 廣先生、田無工業高校・森安四郎先生には本企画が具体化する上で何かとお世話になった。改めて謝意を表する次第である。

1978年 師走

池田幸正 加藤 尚 田中 實 松井貞二 渡辺 昭

まえがき

2級建築士試験をめざして学習をされている方々への一助になればと願い、建築法規についての2級建築士試験に合格できるまでの内容をここにまとめてみました。

法令を学習する場合に、まずつまづくことは、条文が難解ということです。受験者は、合格するのに、ある限度の時間的な制約をもっており、そのうえに確実な学習を要求されるわけですから、能率のよい効果のある学習をしなければなりません。建築法規の内容をはやく理解する要領は、条文の内容がどのようなものであるかをあらかじめ、法令集以外の解説書や問題集で知ることが近道になるのではないかと思います。これにあわせて法令集に目を通し、理解ができるまで何度でも読みかえすことがポイントにもなります。そのうえで関係する問題をこなし、出題傾向の検討などをすればよいでしょう。

本書は、この意味において必要な基本内容をあげ、その都度それに関係する問題を集録し、出題傾向を加味し理解しやすいようにつとめました。おそらく問題解決の場合には、基本となる内容を読み取りさえすれば解けるようにしたつもりです。それぞれの問題のある頁の最下段に答を載せておきましたので十分に活用して下さい。

受験者の皆さん、晴れて2級建築士としての栄冠を獲得されることを願ってやみません。

田中 實

● 建築法規の試験とその出題傾向

1. 建築法規の試験について

2級建築士の試験科目のうち、法規、構造、計画、施工についての試験の出題数は、それぞれ30題で、各科目の試験時間は1時間30分です。このうち建築法規の試験では、法令集の持込みが認められていることが、他の科目と異なるところで、用意する法令集は、建築基準法、建築士法、建設業法、都市計画法などです。法令は、新しい法令集を用意した方がよく、一部分ではありますが法改正があり、旧法令集ではその用を足しません。試験場では、その用意した法令集を使い、1時間30分の間にこれを活用するわけですが、十分にこれを使いこなすためには、平常この法令集に使い慣れていることが必要で、このような法令集を用意しておくことも大切なことです。

2. 出題傾向について

次に示す最近5ケ年間の出題傾向分析表について述べます。この表の分類項目にあげた内容については、よく理解しておかなければなりません。建築法規の学習は一朝一夕になるものではなく、早い時期から学習に入り、その内容理解につとめたいものです。法令の規定は守らなければならない最低基準であり、法令の全体を理解しておくことはもちろん必要なことです。まとめの段階には、前記内容項目に関連する問題はもちろん、最終的には的をしぼった重点的な学習も必要になるでしょう。

このような意味から、この表の0.5以上の数値のものは、出題率の高いものとみることができます。働きながらあまり時間のとれない方は、この点を工夫して問題を解いてください。また内容を十分理解してから問題を解くことが必要です。理解不十分で問題をやっても、すぐに忘れてしまうのがおちです。本書はこの点にも注意を払ってまとめたつもりですから、じょうずに利用して下さい。

●出題傾向分析表

分類項目			出題数							全体を30題とみたときの1題の重み(題)
			48年	49年	50年	51年	52年	小計	合計	
建築基準法	総則	法の適用	9	6	9	5	7	36	266	0.9
		用語の定義	18	17	21	20	21	97		2.4
		面積・高さの算定	13	11	13	13	14	64		1.6
		建築手続	16	13	17	10	13	69		1.7
	一般構造	木造等の限度	1	2	1	1		5	106	0.1
		天井高さ	1	2	3	2	3	11		0.3
		階段の寸法	4	6	4	2	3	19		0.5
		採光・換気	9	9	9	10	7	44		1.1
		界壁の遮音	3	1	3	1	4	12		0.3
		建築設備					1	1		0
		一般構造融合問題	1	2	2	5	4	14		0.4
	防火・避難	市街地の防火					1	1	183	0
		防火界壁等	2	3		5	2	12		0.3
		耐火又は簡耐とする建築物	5	7	7	6	7	32		0.8
		煙突		2				2		0.1
		内装制限	8	7	8	8	7	38		1.0
		階段の数・廊下の幅等	8	7	7	7	6	35		0.9
		排煙設備	4	3	4	5	6	22		0.6
		非常用の照明設備	3	7	6		2	18		0.5
		非常用の進入口		1	1		1	3		0.1
		避難通路	1					1		0
		防火避難融合問題	4	3	3	6	3	19		0.5
	構造強度	構造計算	3	3	3	5	4	18	88	0.5
		木造	6	6	5	6	9	32		0.8
		コンクリートブロック造	4	4	1	4	1	14		0.4
		鉄骨造	1					1		0
		鉄筋コンクリート造	5	4	6	4	4	23		0.6
規集定団		道路と道路内の建築制限	13	14	12	14	13	66		1.7
		用途地域	13	13	15	20	16	77		1.9

分 類 項 目			出 題 年 度							出 題 数		全体を30 題とみた ときの1 題の重み (題)
			48年	49年	50年	51年	52年	小計	合計			
建 築 基 準 法	集 団 規 定	容積率・建ぺい率	15	15	16	16	12	74	321	1.9		
		高さ制限	9	9	7	8	9	42		1.1		
		防火・準防火地域	13	8	9	12	11	53		1.3		
		その他の地域・地区	2	1		1		4		0.1		
		集団規定融合問題			1		4	5		0.1		
	そ の 他	仮設建築物		1	1		2	4	49	0.1		
		工作物	1	4		2	2	9		0.2		
		工事現場	2	3	2	3	3	13		0.3		
		違反と罰則	6	4	6	3	4	23		0.8		
	建築基準法融合問題			4	10	1	5	4	24	24	0.6	
建 築 士 法			18	21	21	17	15	92	92	2.3		
の そ の 法 規 他	建設業法		15	1	4	4	4	71	71	1.8		
	都市計画法			6	8	8	6					
	宅地造成等規制法			3	2	1						
	民法・その他			1	2	5	1					
合 計			240	240	240	240	240	1,200	1,200	30.6		

- 注 1) 表中、右端の欄で0とあるのは、実際には0でなく小数点第2位以下4捨5入して端数进行处理したもので、分類項目としては大切な項目として考えなければなりません。
- 2) 各年度合計欄が240とあるのは、全国8ブロック（北海道・東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州）の出題（30×8）数です。
- 3) 右端の欄の数字は、試験問題30題中のその分類項目の占める予想される題数と考えたらよく、0.5以上の数値のものは出題率の高いものと考え、例えば、2.4とあるのは30題中2題は出題される可能性があるものとみてよいものです。

● 2 級建築士試験 受験案内

建築士試験には、1 級建築士と 2 級建築士があって、1 級は建設省で、全国統一問題を、2 級は都道府県単位で行なうことになっています。1 級、2 級の建築士の業務範囲は建築士法により定まっております、その仕事の内容と範囲は異なります。ここでは 2 級を対象にして説明しているので、1 級については省略します。試験は学科（4 科目）と設計製図に分かれますが、学科・製図ともブロック別に問題が作成されます。ただし、関東ブロックのみは、製図を各都県で出題しています。

北海道東北ブロック……北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東ブロック……茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野

北陸ブロック……新潟、富山、石川、福井

東海ブロック……岐阜、静岡、愛知、三重

近畿ブロック……滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国ブロック……鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国ブロック……徳島、香川、愛媛、高知

九州ブロック……福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

受験資格

2 級建築士試験の受験資格については、建築士法15条に次のように定められていますが、細目についてはいろいろなかたちがあるので、不明な点は都道府県の建築課へ問い合わせて確かめる必要があるでしょう。

専攻学科と実務経験（建築に関するもの）

- ①大学、高等専門学校卒（建築）……0 年
- ②大学、高等専門学校卒（土木）……1 年以上
- ③高等学校卒（建築、土木）……3 年以上
- ④都道府県知事が①～③と同等以上と認めるもの
- ⑤建築に関して 7 年以上の実務経験を有するもの

注）1. ④に該当するものには、大学の特殊な学科（住居学科など）や各種

学校、専修学校などの卒業生を含みます。

2. 実務経験のなかには、設計事務所での事務や、単なるトレース、大工の手元などの仕事は含まれません。

試験科目の内容

- ・ 建築設計製図（設計または略図提示。ほとんどが設計問題。時間 4 時間30分）
- ・ 建築計画（建築史、計画原論、計画各論、設備。試験時間90分、約30題）
- ・ 建築構造（一般各種構造、材料、構造力学、構造計算。試験時間90分、約30題）
- ・ 建築施工（工法、経営、測量。試験時間90分、約30題）
- ・ 建築法規（建築基準法、土法、関係法令。法令集を持参してよい。試験時間90分、約30題）

試験期日と申込みの手続き

試験は年 1 回、7 月末の土曜または日曜日を利用して、2 日または 1 日で行なわれます。なお、設計製図は学科 4 科目の合格者のみに、9 月の第 2 日曜日前後に行なわれます。この試験日については、申込み受付（5 月初旬、期間 1 ～ 2 週）時に発表されます。設計製図の課題も、その折に発表されます。したがって、これら一連の申込みをまちがえないように、受験資格とともに、都道府県建築課へ問い合わせ確認することが大切です。

また、卒業証明書その他必要書類も、その間に十分手配をして、期間に遅れることのないように準備しておいて下さい。講習会等で一括申込みを受けつけて諸手続きを代行してくれる場合にも同様です。

受験者の皆さんへ——本シリーズの特長	3
まえがき	4
建築法規の試験とその出題傾向	5
出題傾向分析表	6
2級建築士試験 受験案内	8

1 建築基準法の概説

1-1 建築基準法の法体系	14
1-2 法令の内容と形式	15

2 総 則

2-1 適用の対象と除外	18
2-2 用語の定義	20
2-3 面積，高さ等の算定	34
2-4 建築手続	42

3 一般構造規定

3-1 大規模な建築物の主要構造部	52
3-2 採光に必要な開口部	53
3-3 換気窓のない居室等の換気設備	58
3-4 居室の天井の高さ	61
3-5 長屋又は共同住宅の各戸の界壁と遮音構造	62
3-6 階段	64

4 構造強度

4-1 構造耐力	69
4-2 木造	70
4-3 組積造	80
4-4 補強コンクリートブロック造	82
4-5 鉄骨造	85
4-6 鉄筋コンクリート造	85

5 防火規定

5-1 防火地域及び準防火地域以外の市街地で指定する区域 内の屋根、外壁等の防火措置	89
5-2 地区、地域に関係なく建築物の規模によって防火に適 用する構造制限	90
5-3 耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない 特殊建築物	92
5-4 防火地域、準防火地域内の制限	95
5-5 防火区画	102
5-6 建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁	107
5-7 建築物に設ける煙突	109
5-8 特殊建築物の内装制限	111

6 避難規定

6-1 適用の範囲	115
6-2 廊下	115
6-3 階段	116
6-4 出口、屋上広場	125
6-5 排煙設備	126
6-6 非常用の照明装置	130

6-7 非常用の進入口	131
6-8 非常用の昇降機	133
6-9 敷地内の避難上及び消火上必要な通路等	135
6-10 地下街	139

7 都市計画区域内の建築制限

7-1 道路と敷地	141
7-2 用途地域	149
7-3 建築物の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる 場合の措置	159
7-4 卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置	161
7-5 延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）.....	162
7-6 建築面積の敷地面積に対する割合（建ぺい率）.....	166
7-7 第一種住居専用地域における外壁の後退距離	170
7-8 建築物の高さの制限	170

8 建築協定、建築審査会、雑則

8-1 建築協定	194
8-2 建築審査会	198
8-3 雑則	200

9 建築士法、建設業法、都市計画法その他関係法令

9-1 建築士法	213
9-2 建設業法	222
9-3 都市計画法	228
9-4 その他の関係法令	233

1 建築基準法の概説

1-1 建築基準法の法体系

「建築基準法」は、昭和25年（法律201号）に制定されたもので、これは建築物に関する最低の基準を定め、国民の生命、健康、財産の保護を図るための法律であり、市街地建築物法（大正8年法37号）がその発端となっている。

普通一般につかわれている広い意味の法律には、国会の議決によって制定された、いわゆる「法律」と、その法律の規定を補則する「政令」（内閣が閣議により制定する命令）や、法律の規定を実施するための手続について規定している「省令」（各省大臣が発する命令）などが含まれている。

建築基準法を学習する場合に、建築基準法がいわゆる法であり、建築基準法施行令が政令、建築基準法施行規則が省令であり、これらをまとめて習い、法・政令・省令の関連性について知った上で学習することが大切である。

法、政令、省令を地方公共団体としてこれを遵守する場合に、さらにこれに地方公共団体として補則的なものが加えられる。これがいわゆる「地方条例」（地方公共団体がその議会の議決を経て制定したもの）である。またこれに付随して手続的な規定が必要となり、これが「細則」（地方公共団体の長が発する命令で、省令と区別するために細則と呼んでいる）と呼ばれるものである。

以上のことからわかるように、法令というのは法律と命令を包括するのであって、これらを建築基準法におきかえてみると、表1-1のようになる。

表 1-1 建築基準法の法体系

建築基準法 (法 律)	同施行令 (政令)	同施行規則 (建設省令)	同施行条例 (条 例)	同施行細則 (細 則)
----------------	--------------	-----------------	----------------	----------------

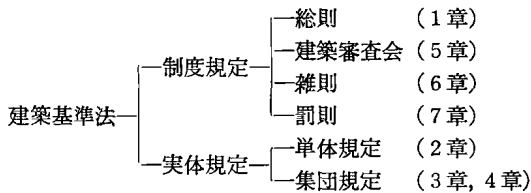
1-2 法令の内容と形式

1-2-1 法の内容（法令：ここでは建築基準法と関係法令をさす。法：建築基準法）

次の表 1-2 は、法の内容とその構成を示したものである。表の中にある制度規定とは、法を円滑に施行するためのもので、法の精神や一般的な法の決り、罰則、規則などが含まれる。

実体規定とは、建築物のあり方、状態等について規定しているもので、この実体規定は、さらに単体規定（個々の建物や敷地についての規定をしているもの）と集団規定（建物群や敷地群について集団的な見方についての規定）に分けられている。

表 1-2 法の内容と構成



(注) 建築基準法の 2 章は単体規定であって、この規定は全国どこでも適用される。3 章と同施行令の 6 章、7 章の規定は、都市計画区域内のみに適用されるものである。

1-2-2 法令の形式

法令の条文のはじめには、カッコ書きで（見出し）がついている。法第一条の（目的）、法第二条の（用語の定義）はそれである。

建築基準法は全体を 7 章に分けて構成しており、節、項、号で表わしている。

条文の表現法には約束があつて、条文番号は漢数字で示し、項は算用数字、1 項の 1 は省略して書いてない。号は漢数字で表わしている。

(例) 適用の除外

第三条（1 項は省略している）この法律並びに……適用しない。

2 (項) この法律又は……しない。

3 (項) 前項の規定は、次の……しない。

一. (号) この法律又は……その敷地の部分

二. (号)